身体拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人シティウイング

訪問介護　ソレイユケアサービス

令和5年10月

身体拘束廃止に関する指針（訪問介護、障害者福祉サービス）

1．当訪問介護における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

（1） 身体拘束禁止の規定

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

（2） 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

例外的に以下の３つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束行うことがあります。

切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないこと。
一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の３要件を全て満たすことが必要です。

（3） やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の３要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、身体拘束適正化を目的とした「身体的拘束適正化検討委員会」を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

（4） 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

2．身体拘束適正に向けた体制

（1） 身体的拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します。

① 設置目的

- 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きと手続き記録が適切に行われたかの把握
- 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 身体拘束廃止に関する職員全体への指導・研修会の実施

② 身体的拘束適正化検討委員会の構成員

- 管理者
- 医 師
- 介護支援専門員
- 介護職員
- その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

※ この委員会の責任者は管理者とし、参加可能な委員で構成する。

② 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- 3ヵ月に１回、本部会議時に同時開催します。
- 必要時は随時開催します。
- 例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）では、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果の記録及び職員への周知を行います。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得ます。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除します。

3．身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

（1） 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
（2） 転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
（3） 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
（4） 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
（5） 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
（6） 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
（7） 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢をひも等で縛る
（8） 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
（9） 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。カンファレンスで確認した内容を身体的拘束適正化検討委員会に報告し、身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する同意書を作成します。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録します。
身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにします。

④ 拘束の解除

③の記録と身体的拘束適正化検討委員会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人、家族に報告します。

4．身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

（管理者）

（１） 身体拘束における諸課題等の最高責任者
（２） 身体的拘束適正化検討委員会の総括責任者
（３） ケア現場における諸課題の総括責任者
（４） ただし（２）（３）については、管理者の判断する者に代理させることができることとする

（医師）

（１） 医療行為への対応
（２） 管理者との連携

（介護支援専門員）

（１） 身体拘束廃止に向けた職員教育
（２） 医療機関、家族との連絡調整
（３） 家族の意向に沿ったケアの確立
（４） 施設のハード、ソフト面の改善
（５） チームケアの確立
（６） 記録の整備

（介護職員）

（１） 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
（２） 利用者の尊厳を理解する
（３） 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
（４） 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
（５） 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
（６） 記録は正確かつ丁寧に記録する

5．身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

① 定期的な教育・研修（年２回）の実施

② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

6. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針について

研修資料に基づき、最新の知見に対応するよう定期的に新しい情報を共有できるようにする。その他対応の詳細については「身体拘束ゼロの手引き」（厚生労働省）を参照とする。

7.利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針ついて

この指針は公表し、利用者・ご家族・従業者等がいつでも自由に閲覧することができます。

付則 令和５ 年 10 月１ 日より施行する。